

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年七月十五日

指令川建セ第〇二〇一六一号

二 検査済証番号

令和三年十月二十二日

川建セ第〇三〇一三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字イゴ田百四十四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区榎引町一丁目八百七十五番一 ウイズ大宮二番館二〇二号

大関 尚久